

# 企画競争説明書

業務名称：再生可能エネルギー大量導入時代の途上国支援のあり方にか  
かる調査研究（プロジェクト研究）

案件番号：180496

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日（水）

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：再生可能エネルギー大量導入時代の途上国支援のあり方にかかる調査研究（プロジェクト研究）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年2月中旬～2019年9月下旬

### 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１２月２８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 1 = 円
- b) US\$ 1 = 112.201000 円
- c) EUR 1 = 127.778000 円

2018年度JICA予算統制レート表12月分をご参照ください。

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／再エネ協力戦略
- b) 政策・制度・投資環境分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.60 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2018年1月10日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 13. その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：電力・再生可能エネルギー政策・制度分析

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（総括／再エネ協力戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：電力/再生可能エネルギーに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 政策・制度・投資環境分析】

a) 類似業務の経験：政策・投資環境分析に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

( ) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

再生可能エネルギー大量導入時代の途上国支援のあり方にかかる調査研究（プロジェクト研究）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／再エネ協力戦略	(34.00)	( )
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：政策・制度・投資環境分析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

日本政府は2018年7月3日、「第5次エネルギー基本計画」（以下、基本計画）を閣議決定し、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の「主力電源化」を目指す方向を初めて打ち出した。パリ協定締結後、世界的に再エネ主流化の動きが加速しており、国際エネルギー機関（以下、IEA）でも2040年までの発電部門の資金需要の約7割、途上国の2040年の発電量の約4割が再エネと試算している。価格面でも入札ベースで太陽光及び風力ともにUSD2¢/kWh未満での成約事例が登場するなど近年大きく低下。国際再生可能エネルギー機関（IRENA）も太陽光発電コストが2025年までに2015年比で59%低下すると試算。G20・エネルギー大臣会合（2018年6月）でも、長期的な温室効果ガス排出削減に向けて、エネルギー転換が極めて重要であり、よりクリーンな技術への投資拡大、エネルギー効率での協力増進、再エネやイノベーションの展開によるエネルギーシステム変革を目指すことが確認するとともに、太陽光・風力等の変動性再エネ（Variable Renewable Energy、以下、VRE）拡大にはグリッドの地域統合、負荷追従性の高い電源、電力貯蔵、デジタル技術を通じたグリッドの安定化等、多くの要素を含むシステム統合が不可欠であるとしている。

先進国に目を向けると、再エネシフトにより、例えばドイツではベースロードの火力発電（石炭、ガス）の販売量低下等により事業収益が悪化し、火力事業の分社化、売却等が起きている。他方で不安定なVREを大量導入しつつ安定供給を続けるためには（出力を任意に調整できる）火力発電等による調整力・予備力確保が必要であり、これを経済的に成り立たせる制度整備の検討が進んでいる。

このような状況の下、今後多くの途上国でも、従来型の安定電源（火力、水力等）、地熱等の安定性再エネに加え、太陽光・風力等のVREの大規模な導入が具体化していくものと想定される。

太陽光、風力等の再エネ電源における本邦製造業の国際的なポジションが低下しつつある一方、気候変動を背景に世界規模で起こりつつある電力供給システムの地殻変動（パラダイムシフト）に適切に対処していくために、途上国におけるエネルギーの安定供給や経済性に配慮しつつ、10～15年先の世界を構想し、そのうえで、先入観に囚われない協力の新たな形、オペレーションの在り方を模索していく必要がある。

かかる背景の下、本業務は途上国におけるVRE導入を効果的に促進するための協力のあり方を検討した上で、JICA関係部と密に協議しながら、重点協力対象候補国（現地調査対象国）への協力プログラム案を作成することを目的として実施する。

### 2. 業務対象地域

全世界を対象とする。国内において関連報告書、文献・インターネット等による分析及び国内関係者へのヒアリング等を経て2か国程度を選定し、現地での調査を実施する。

### 3. 業務の範囲

受注者は、「7. 成果品」を念頭に、「5. 業務における留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成に当たっては、JICA担当部と協議しつつ、取り進めるものとする。

#### 4. 業務における留意事項

##### (1) 本業務の視点

初期コストの低下と限界費用ゼロ（燃料不要）という VRE の魅力から、再エネ民間投資事業が途上国でも今後大きく伸びることが予想されている。他方で、VRE は需要に応じたキャパシティとしての価値である「kW 価値」（容量／供給力）、短期間で需給調整し電力品質を維持する価値である「ΔkW 価値」（調整力）を提供できない点が最大の弱点である。したがって、VRE が提供できない価値をいかに確保するかが VRE 大量導入を目指す途上国でも今後大きな課題となる。ここで公的機関が公平かつ効率的な供給メカニズムを主導することで、民間企業のビジネスチャンスを創出出来る可能性もある。

そこで「kW 価値」を確保するためには、ガス火力／貯水式水力等負荷追従性のある電源や大規模な蓄電システム（揚水含む）が必要。「ΔkW 価値」への対応としてはガス火力／貯水式水力等の柔軟な運用や可変速揚水、系統増強・広域融通化・接続容易性確保、エネルギーマネジメントシステム（以下、EMS）、再エネ出力予測技術の導入等の対策が必要。また、再エネの大量導入にともない分散型エネルギーシステムの構築がされていくと、災害に対するレジリエンスが向上することも大きな付加価値となりうる。

このような状況を踏まえて、今後 15 年間程度の期間における具体的な JICA の協力を検討する。その際には、各国・地域の特性により対応すべき優先順位と対応策を個別具体的に分析するとともに、技術革新や日本の強みも加味し、具体的な対策をうまく組み合わせる。本業務のアウトプットの一つとして、重点国・地域を対象に、再エネポテンシャル分析、再エネ導入量と供給信頼度の確保、調整力／容量確保制度、系統増強、民間投資推進策の検討、等の具体的な対策を時系列にまとめたグランドデザイン／ロードマップを提示し、資金協力、民間連携、技術協力等の個別案件やそれらを組み合わせたパッケージを途上国に提案していくことで、今後の協力プログラムの概要及び効果を可視化し、関係者の合意形成を効果的に図ることを目指す。

本業務では、上記視点を踏まえて、重点協力対象候補国（現地調査対象国）の絞り込み、将来的なインフラ輸出の可能性を加味した重点協力対象候補国への協力プログラム案作成を行うものである。なお、JICA 担当部では、本業務に先立ち、再生可能エネルギー分野の協力の在り方を検討し、一定の情報収集と一定の分析を行っていることから、それら情報、議論の方向性等も踏まえて「5. 業務の内容」に記載の業務を行うこと。また、業務の遂行にあたっては、JICA 関係部（担当部、地域部、事務所、民間連携事業部等）と密に協議を行うこと。

##### (2) 本邦関係機関・有識者からのヒアリング

本業務を進めるにあたり、収集情報や分析、提案の網羅性、妥当性等を検証するとともに、専門的見地から示唆を得るため、国内の有識者からヒアリングを行うこと。候補となるヒアリング先は以下のとおりであるが、プロポーザルの作成にあたっては、コンサルタントの知見と経験に基づき、候補となるヒアリング先を具体的に提案すること。

- ・ 関係省庁（経済産業省、環境省等）
- ・ 関係政府系機関（JETRO、NEDO 等）



- ・ 再エネ関連投資企業・金融機関
- ・ 研究者（大学等）
- ・ 援助機関（世界銀行（IFC）東京事務所等）

## 5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な業務方法・手順等を具体的にプロポーザルの中で提案すること。

### （1）主要分析対象国の調査・選定（第一次簡易スクリーニング）

国内において、JICAによるエネルギー分野調査等を含む関連報告書、文献・インターネット等による分析を中心に、途上国 25 か国程度の基礎情報を整理し、JICA と協議の上で分析対象国の第一次スクリーニング（25 か国→10 か国程度）を行う。スクリーニング項目としては最低限以下が含まれるが、これ以外に有効と考えられるスクリーニング項目がある場合はプロポーザルにて提案すること。スクリーニングの際には、再エネ導入目標やベンチマークとなるような他国事例と比較して、再エネの将来導入増大量の見通しを立てた上で、必要投資額、顕在化が想定される問題の大きさ、深刻度、ドナー介入の必要性等を勘案し、優先度及び協力課題を整理する。

- ・ 人口
- ・ 最大電力
- ・ 電源構成
- ・ 電化率
- ・ 再エネ政策の有無
- ・ 再エネ導入目標の有無
- ・ 再エネ普及状況
- ・ 再エネ民間投資推進施策（FIT、補助金、税制優遇等）の有無

### （2）現地調査対象国の調査・選定（第二次スクリーニング）

一次スクリーニング結果から、再エネ分野における日本の比較優位、協力効果、インパクトの大きい国を選定するためのスクリーニング項目、方法を検討する。上記（1）に加え、有効と考えられるスクリーニング項目があれば提案すること。第一次スクリーニングの結果選定された 10 か国を対象に引き続き国内における関連報告書、文献・インターネット等による分析に加えて、必要に応じて本邦関係機関・有識者からのヒアリングを通じて、更なる分析を行い、JICA 担当部、関係部（地域部、民間連携事業部等）と密に協議の上、今後協力ポテンシャルが高いと想定される現地調査対象国（2 か国程度）を提案する。

### （3）現地調査の実施

選定された 2 か国程度に対して、現地調査を行う（各国約 2 週間～3 週間程度）。主な調査項目は以下の通り。またヒアリング対象は、エネルギー担当省庁、電力事業体、関連ドナー、外国投資関連省庁／関係機関、本邦企業、民間シンクタンク等を想定する。JICA 担当者が一部日程に同行することを前提とする。なお、現時点ではエジプト、スリランカを前提に旅費を別見積もりで計上すること。

- ・ エネルギーセクター概況
- ・ 電力開発計画（電源・系統）
- ・ 系統運用状況（集中型、分散型等）
- ・ 電力自由化の進展状況（シングルバイヤー、マルチバイヤー等）
- ・ 再エネ政策・開発計画
- ・ 再エネに関連する社会経済動向
- ・ 再エネ投資環境（政策、制度、事業者・オフテイカーの財務状況）
- ・ 外国企業の投資動向（IPP、再エネ関連ビジネス）
- ・ 本邦企業の投資動向（IPP、再エネ関連ビジネス）
- ・ 経済産業省、環境省及びその関連団体による政策、事業との相乗効果
- ・ 他ドナーの支援動向（再エネ関連）
- ・ 当該国における再エネ関連の開発協力のニーズ  
（技術協力、円借款、海外投融資等）

これらの調査結果を踏まえ、総括的に以下の分析を行う。

- ・ 2030年を目途とした現地調査対象国の電力需給システムの将来像の考察  
（大規模集中型電力供給システムから分散型システムへの移行含む）
- ・ 上記将来像を見据えた再エネ供給システム構築の論点整理と各論点における  
ロードマップ作成（2030年目標）  
（政策・制度、組織、マーケット、需給調整・運用技術、インフラ、人材等）

#### （5）再エネインフラ輸出の可能性分析

JICA 担当部とも協議の上、分析フレームワークを構築し、国内・海外の再エネ関連技術、製品の動向・情勢分析を行ったうえで、現地調査対象国での今後の ODA 事業等での展開が有望な本邦技術・製品・ノウハウを、技術・製品単体ではなく、できるだけパッケージで、且つ具体的サービスを提供できるビジネスモデルとして提案する。また、当該パッケージ等のインフラ輸出に向けて採るべき段階的なアプローチ（ロードマップ）も作成する。なお、分析にあたっては、JICA が実施した「先進的の低炭素エネルギー技術の開発途上国展開に関する基礎調査業務」（2017年2月）の調査結果も活用し、より再エネ分野のインフラ輸出の観点を重視し、本邦技術・企業の比較優位性と将来的なチャンス、マーケットの分析に重点を置くこと。

【参考例(あくまで一案):分析フレームワーク例】

技術の類型化	研究・開発動向	導入・普及	市場規模・競合相手 (国内・海外)	リソース
太陽光 太陽熱 風力(地上) 風力(洋上) その他				
系統安定化 電力貯蔵技術(蓄電池、揚水他) 需給調整・系統運用技術 デジタル制御				

気象予測技術				
スマート化・分散化 IoT 技術(センサー、制御) VPP				
提案パッケージ				

(6) 現地調査対象国への協力プログラム案作成

上記(1)～(5)の業務を踏まえて、重点支援候補国・地域における5年～10年規模の協力プログラム案(アウトカム目標を設定し、それを実現するためのJICA各種モダリティ(資金協力、民間連携、技術協力等の個別事業)の相乗効果を勘案して有機的に組み合わせた提案。効果増大のため、他機関・民間資金等との連携も積極的に考慮する)の作成を行う。取りまとめにあたっては、JICA 関係部(担当部、地域部、民間連携事業部等)と密に協議を行い、実現性の高いプログラム案の取りまとめを心掛ける。

なお、重点協力対象候補国の課題の整理とJICA 支援の方向性をまとめるにあたっては、プロブレムツリーによる分析や、下記のようなマトリックスや事業フロー毎に課題をまとめる等、調査途中段階から議論の土台となるような整理を行うこと。下記は一例であり、コンサルタントが考える適切な分析フレームの提案を行う。

また、本業務を通じて、今後の再エネ分野の途上国支援策を検討する際に一般化できうる分析手法、効果的な援助手法やアプローチ、過去の教訓等を抽出し、JICA 関係者に説明・協議の上、報告書に取りまとめること。

(取りまとめ例)

(A)主な課題	(B)主な解決策	(C)当該国の政策	(D)協力の方向性
<b>短期的課題</b>			
1-1			
1-2			
...			
<b>中長期的課題</b>			
2-1			
2-2			
...			

- (A)主な課題：当該国が抱える主要な課題を時間軸で整理する。関連資料やヒアリング等を通じて、定量的／定性的な分析を試みる。同じ課題でも解決に要する時間で短期的課題と中長期的課題に分割して記述する必要あり。
- (B)主な解決策：(A)の主な課題に対して客観的データとともに有効性を検証し、解決策を考察する。既存の政策や対応策とともに、独自性と付加価値のあるアイデアが出されることが望ましい。
- (C)当該国の政策：(A)に対し、当該国が採用・実践している政策や対策を記述する。
- (D) (B) - (C) ⇔ (D) もしくは、(C) で不十分なものを補強する、あるいはアプローチを修正すべき点を記載する。

短期的課題：取り組み始めてから1年～3年程度で効果が期待でき、かつ重要度の高い課題を列挙

する。

中長期的課題：重要な課題であるものの、取り組み始めてから結果が出るまでに3年～5年(中期)、5年～10年(長期)単位の時間を要する課題を整理する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

### (1) 報告書

#### 1) 業務計画書(簡易製本)

記載事項：業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画

提出時期：業務開始後1か月後頃

提出部数：和文5部

#### 2) スクリーニング報告書(簡易製本)

記載事項：第二次スクリーニングまでの進捗状況

提出時期：第二次スクリーニング後

提出部数：和文5部

#### 3) 現地調査報告書(簡易製本)

記載事項：現地調査結果

提出時期：現地調査後

提出部数：和文5部

#### 4) ドラフト・ファイナルレポート(簡易製本)

記載事項：全業務結果

提出時期：業務開始後6か月後を目途とする。

提出部数：和文5部

#### 5) ファイナルレポート(簡易製本)

記載事項：全業務結果

提出時期：2019年9月下旬

提出部数：和文5部

CD-R 5部

※なお、本業務の推移によってはファイナルレポートの別冊を作成する可能性がある。

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

### (3) その他提出物

#### 1) 議事録等

関係機関(国内外)との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに提出する。JICAとの関連会議・検討会については、少なくとも3営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

#### 2) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に、必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

- (4) 報告書の印刷仕様・調査報告書作成にあたっての留意事項
  - 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
  - 2) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。
  - 3) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
  - 4) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
  - 5) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2019年2月下旬より本業務を開始し、2020年9月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約 8.4 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／再エネ協力戦略（2号）
- 2) 政策・制度・投資環境分析（3号）
- 3) 電力セクター・需給システム分析

#### 3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

##### (1) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されている。

「先進的低炭素エネルギー技術の開発途上国展開に関する基礎調査業務調査報告書」（2017年）

### 3. 現地再委託

現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

### 4. その他の留意事項

#### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### 5. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。